

## ＜追加募集 2 回目＞

### 令和 8 年度鹿児島県意見表明等支援員 募集要項

#### 1 目的

社会的養護が必要な子ども等に対し、当該児童等の日常生活に関することや措置等について、自らの意見を表明する機会を保障し、子どもの権利擁護を推進することを目的とする。

#### 2 活動内容

子どもの権利擁護に関する研修の受講及び一時保護所や児童養護施設等における入所児童等に対する意見表明等支援を実施する。

##### (1) 子どもの権利擁護に関する研修の受講

下記①～③のいずれかの研修を受講完了する。なお、応募時点において、既に受講を完了している者については、修了証をもって講座受講完了を確認することとする。

- ① 子どもアドボカシー学会が実施する講座（基礎講座・専門講座）
- ② 全国子どもアドボカシー協議会が実施する講座（基礎講座・養成講座）
- ③ ①②の他、内容及び時間数が十分であると県が認めたもの

##### (2) 一時保護所や児童養護施設等における意見表明等支援の実施

2(1)の研修受講後、一時保護所や児童養護施設等において、子どもとの信頼関係構築や子どもへの意見表明等支援・権利に係る説明、子どもの意見形成支援と意見表明等支援、子どもの意見の代弁等を行う。

1人あたりの活動頻度は月2回程度を予定している。

##### (3) 定例会の参加（WEB 想定）

支援員間の情報共有を目的とした定例会（月1回）に参加する。

#### 3 募集定員

4名程度

#### 4 募集要件

次のいずれかに該当する者のうち、県が適当と認める者であって、下記の不適格事由に該当しない者であること。

ただし、児童養護施設・乳児院・児童心理治療施設に現在勤務している者、里親、小規模住居型児童養育事業所（ファミリーホーム）の運営者及び従事者は、募集の対象外とする。

また、令和8年度に応募歴のある者は、募集の対象外とする。

- (1) 弁護士、社会福祉士、臨床心理士又は公認心理師の資格を有する者
- (2) 児童福祉関係の業務に従事した経験を有する者
- (3) その他(1)及び(2)に相当し、意見表明等支援を適切に行うことができると認められる者

#### 【不適格事由】

- ① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ② 児童福祉法、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児

童の保護等に関する法律その他国民の福祉に関する法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

- ③ 児童虐待の防止等に関する法律第2条に規定する児童虐待又は被措置児童等虐待を行った者その他児童の福祉に関し著しく不適當な行為をした者
- ④ 令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第8項に規定する特定性犯罪事実該当者

## 5 募集期間

令和8年6月15日(月)～令和8年7月15日(水) 消印有効

## 6 登録

### (1) 登録方法

意見表明等支援員への登録は、次の事項を確認し、登録簿（別記様式）に記載して行うものとする。

- ① 氏名
- ② 住所
- ③ 生年月日
- ④ 4のうち該当する要件
- ⑤ 連絡先
- ⑥ その他業務の遂行に必要な事項

### (2) 登録期間

登録の日から令和9年3月31日まで（次年度更新の可能性あり）

## 7 経費の負担

県は、意見表明等支援員に対し、以下に掲げる費用を負担する。

### (1) 研修の受講料

子どもの権利擁護に関する研修の受講料及び教材購入費

### (2) 報償費

2(2) 一時保護所や児童養護施設等における意見表明等支援の実施に係る報償費については、10,590円/日以内で支払うものとする。

### (3) 旅費

研修の受講等本事業の実施に必要な旅費については、鹿児島県職員等の旅費に関する条例に基づき支払うものとする。

## 8 守秘義務

意見表明等支援員は、職務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

## 9 その他

意見表明等支援員の養成、支援員の派遣に係る調整等は、県が委託する事務局が行うものとする。

なお、この要領に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は別に定める。